

## 令和3年度第3回第17期横浜市文化財保護審議会次第

日時：令和4年1月25日（火） 午後6時から  
場所：横浜市役所18階 なみき16、17・オンライン

開 会

- 1 吉田会長あいさつ
- 2 生涯学習担当部長あいさつ
- 3 議事
  - (1) 横浜市文化財保存活用地域計画について
  - (2) その他

閉 会

横浜市文化財保存活用地域計画策定に関する協議会（第4回）

日時 令和4年1月19日 18時から20時  
場所 市庁舎18階会議室 みなと6、7

1 開会

2 意見聴取

3 今後のスケジュール(予定)

令和3年度 1月	19 25	第4回協議会（計画全体案 確認） 横浜市文化財保護審議会 報告
2月末-3月初旬		第5回協議会（市民意見募集案確認）
3月	下旬	市長、副市長説明
令和4年度 4月		常任委員会報告（素案の説明、市民意見募集実施の説明）
5-6月		市民意見募集
7月		第6回協議会（認定申請案の確定）
8月	31	文化庁に認定の申請
12月		認定

(参考) 第3回協議会で提示したもの

令和3年度 1月		第5回協議会（市民意見募集案） 横浜市文化財保護審議会 報告
2月		横浜市会常任委員会 報告（市民意見募集の実施）
3月		市民意見募集
令和4年度 5月		第6回協議会（認定申請案の確定）
8月		文化庁に認定の申請
12月		認定

4 その他

○ 次回日程について

令和4年 月 日 ( )

○ 配布資料

[資料1] 横浜市文化財保存活用地域計画(素案)【概要版】

[資料2] 横浜市文化財保存活用地域計画(案)

[資料3] 協議会での御意見について ※当日ご用意します

本資料は、計画について検討するための会議用資料です。  
本資料に記載されている全ての事項は、検討中のものです。

## 横浜市文化財保存活用地域計画

(素案)

【概要版】

横浜市



# 横浜市文化財保存活用地域計画【概要版】

■ 序章	P1
1 地域計画作成の目的	
2 地域計画の位置付け・期間・進捗管理	
3 地域計画で取り扱う範囲	
■ 第1章 横浜市の概要	P2
1 自然的・地理的環境	
2 社会的状況	
3 歴史的背景	
■ 第2章 横浜市の歴史・文化遺産の概要	P7
1 指定等文化財	
2 埋蔵文化財	
3 未指定文化財の概要	
■ 第3章 横浜市の歴史・文化の特徴	P10
■ 第4章 歴史・文化遺産の保存と活用に関する将来像・基本的な方向性	P10
1 歴史・文化遺産の保存と活用に関する将来像	
■ 第5章 歴史・文化遺産の把握調査	P11
1 既存の把握調査の概要	
2 歴史・文化遺産の把握調査の課題	
3 歴史・文化遺産の把握調査の方針・措置	
■ 第6章 歴史・文化遺産の保存と活用に関する方針と措置	P12
1 歴史・文化遺産の保存と活用に関する現状	
2 歴史・文化遺産の保存と活用に関する課題	
3 歴史・文化遺産の保存と活用に関する方針	
4 歴史・文化遺産の保存と活用に関する措置	
■ 第7章 歴史・文化遺産の一体的・総合的な保存と活用	P15
1 関連文化財群	
2 保存活用区域	
■ 第8章 歴史・文化遺産の保存・活用の推進体制	P17

## ■ 序章

### 1 地域計画作成の目的

本市では、文化財保護法や文化財保護条例等に基づき制度的に文化財を保護し、幅広い時代、分野の文化財が市の広域にわたり継承されています。また、歴史的建造物及び歴史的景観の保全と活用に努め、水・緑や歴史的建造物等の地域の資源を大切に魅力づくり、横浜らしい魅力的な景観形成にも取り組んでいます。

しかし、少子高齢化や自然災害の増加等、文化財を取り巻く環境の変化に伴い、維持管理や担い手育成などの課題が生じており、平成31年の改正文化財保護法では、法や条例に基づく指定・登録文化財のほか、未指定を含めた文化財をまちづくり等に活かし、地域社会総がかりで、その継承に取り組むことが求められています。

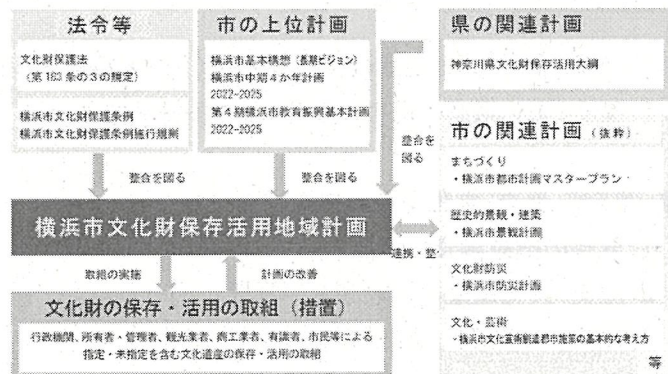
「横浜市文化財保存活用地域計画」では、法や条例に基づき指定・登録された文化財の保存・活用を効果的に進めるため、これまで、文化財行政を担う教育委員会が主体で行ってきた取組のみならず、歴史を活かしたまちづくりや、歴史・文化遺産を活用した様々な取組を、本計画に位置付け、計画的・継続的に取り組みます。本計画により、多様な主体が連携しながら「横浜市歴史・文化遺産」の保存・活用が進み、市民の皆様が地域に誇りと愛着を感じられ、また、歴史・文化を活かした新しい魅力を作りだす都市になることを期待します。

### 2 地域計画の位置付け・期間・進捗管理

文化財保護法(第183条の3)に基づき、「横浜市基本構想(長期ビジョン)」、「横浜市中期4か年計画 2022-2025」、「第4期横浜市教育振興基本計画」を上位計画とし、神奈川県文化財保存活用大綱や、本市の関連計画との整合を図ります。

計画期間は、上位計画である「横浜市中期4か年計画 2022-2025」、「第4期横浜市教育振興基本計画」の計画期間に合わせ、4年ごとに計画の更新・修正を行い、計8年間を計画期間とします。

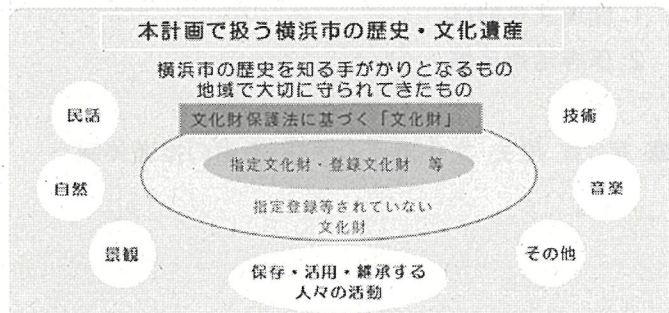
また、より実効的な取組を進めるため、措置の実施状況の把握などの振り返りは年度ごとに行います。



前期				後期			
2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年	2027 令和9年	2028 令和10年	2029 令和11年
			更新・修正				計画期間後の取組の検討

### 3 地域計画で取り扱う範囲

本計画では、文化財保護法の規定に基づく「文化財」だけでなく、横浜市の歴史や文化を知る手がかりとなるものや、地域で大切に守られてきたものを一体的に「横浜市歴史・文化遺産」として取り扱います。文化財の周辺環境を含めて一体で取り扱うことで、文化財の保存・活用をより効果的に進めます。



## ■ 第1章 横浜市の概要

### 1 自然的・地理的環境

横浜市は、関東平野の南西部、神奈川県東部に位置し、面積は約435 km<sup>2</sup>で、神奈川県全体の面積の約18%を占めています。

南北に丘陵地が縦断しており、そこから鶴見川などの8つの本流と58の支流が流れ、坂や傾斜地が多く起伏に富んだ地形となっています。

丘陵地の東部には下末吉台地、西部には相模原台地があり、台地や丘陵地を刻む河川によって、谷底低地と海岸低地がつくられています。

海岸部には埋立地が造成され、海岸線のほとんどが人工的な地形に改変されていますが、市域のほとんどが低い丘陵と台地で成り立ち、起伏に富んだ丘陵地や河川などにより、広域的に連続して水・緑環境を有しています。



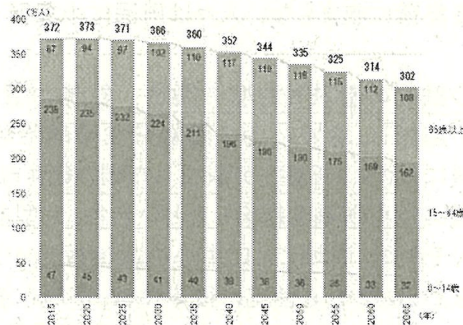
### 2 社会的状況

横浜市は、明治22(1889)年の市制施行による誕生後、6次にわたる拡張を経て、昭和14(1939)年に現在の市域にまで拡大しました。

#### ◆人口

現在の人口は、約376万人(令和2年9月1日現在)で、政令市の中で最大の人口です。年齢別割合は令和2(2020)年1月1日時点で15歳未満が11.9%、15歳以上65歳未満が62.9%、65歳以上が24.6%で、65歳以上の人口割合は、平成21(2009)年の19.2%に比べ、5.4ポイント増加しています。

将来人口推計は、平成31(2019)年をピークに緩やかな減少に転じることが見込まれています。



横浜市の人口の将来推計

#### ◆土地利用

本市の土地利用は、約81%が都市的土地利用、約19%が自然的土地利用です。

土地利用の推移は、住宅用地、道路・交通施設用地などの都市的土地利用が増加しているのに対して、農地・樹林地などの自然的土地利用が減少しています。

#### ◆交通

横浜市は、安政6(1859)年に横浜市が開港して以来、海外と国内との物流の拠点や臨海部に立地する製造業を中心とした生産の拠点としての役割を担ってきており、1960年代以降には、鉄道や道路の交通網の整備も進められました。2019年現在、市内には161の鉄道駅があり、市内外のアクセス・利便性の向上に大きな役割を果たしています。



バイサイドブルー

また、臨海部を中心に、連節バスを活用した「高度化バスシステム」、水上交通、新技術を活用した移動手段などの導入による賑わいの創出を進めていくことと合わせ、駅と地域を結ぶバス等の維持やノンステップバスの導入といった各地域に応じた交通サービスの提供も図っています。

### 3 歴史的背景

#### ① 先史時代(旧石器時代から縄文時代、弥生時代、古墳時代まで)

**◇旧石器時代の狩猟生活** 旧石器時代は冷涼な氷期で、針葉樹林を中心とした植生のなか、人々は遊動しながら、石器を利用してナウマンゾウなどの大型獣を狩猟しました。市域には、富士山や箱根の噴火により堆積した火山灰の層である「関東ローム層」の最上層から人々の生活の痕跡である石器、それらを製作した跡、火を使った調理施設跡が発掘されています。



ナイフ形石器  
(明神台遺跡:保土ヶ谷区)

**◇縄文時代のムラと営み** 温暖な縄文時代に移ると、堅果類<sup>げんくわい</sup>が実る落葉広葉樹が広がり、イノシシなどの中・小型獣が増え、これらを調理するのに土器が使用されます。その後、温暖化により海水面が上昇し、海岸線が内陸に進入すると、多くの貝塚ができ、その中から墓と竪穴住居で構成される定型的な集落が出現します。その後、大規模な環状集落が形成されますが、寒冷化により小規模な集落への分散・集約が見られます。



花見山遺跡出土遺物  
(都筑区)

**◇稲作の伝播** 弥生時代には、朝鮮半島から九州北部に伝わった稲作を中心とした農耕文化が全国的に広まり、横浜市では、弥生時代中期後半(2,200~2,000年前頃)に本格的な稲作農耕が波及しました。



大塚・歳勝土遺跡(整備前空撮)  
(国指定史跡:都筑区)

周囲に大規模な空堀を巡らせた環濠集落が、水田が営まれた沖積低地を見下ろす台地縁辺に多数成立し、環濠の外側には方形周溝墓が造られ、環濠集落に収まらない人々は周囲に小集落をつくりました。

**◇鉄器の普及と古墳の築造** 鉄器が普及し、生産力が向上すると、集落数が爆増し、地域社会の階級分化や政治的統合の方向に向かいます。畿内地域に「ヤマト王権」が成立した頃、横浜市では、北東部の日吉地域が他の地域の中小首長を統合したといわれ、大型前方後円墳が造られました。



市ヶ尾横穴古墳群  
(県指定史跡:青葉区)

その後、流域ごとに中小の政治権力が地域をおさめ、各地に古墳が造られるようになり、6世紀後半には、市域に崖面に直接墓室を穿つ「横穴墓」が多く作られました。その後、古墳や横穴墓は造られなくなりましたが、流域ごとの政治領域は、古代の郡に引き継がれました。

#### ② 古代(飛鳥時代、奈良時代、平安時代)

7世紀半ばになると、法に基づく中央集権国家としての体制が整い、地域社会が再編成され、中央から派遣された国司と、地域の首長から任命された郡司が政治を担いました。郡の役所は「郡家」と呼ばれ、養老5(721)年に創建されたと伝わる南区の弘明寺<sup>こうめいじ</sup>周辺には、久良郡の郡家が所在したとみられており、本尊である「木造十一面観音立像<sup>りゅうぞう</sup>」は、東日本に特徴的な「鉈彫<sup>なた</sup>」の手法で作られ、国の重要文化財に指定されています。



木造十一面観音立像  
(国指定有形文化財:南区)

9世紀以降、国司として派遣されていた中小貴族層の出身者の中には、国司の任期終了後もそのまま土着し、力をもつ者もいました。平安時代中期には、武力による紛争調停などにより平氏や源氏が力を伸ばし、特に源氏は源頼義・義家父子の時代に東国武士団の礎を築き、東国に土着していきました。



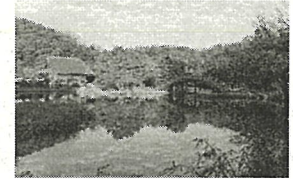
### ③ 中世(鎌倉時代、室町時代、安土桃山時代)

◇**都市鎌倉の整備と横浜** 東国の支配権を固めた源頼朝は鎌倉に幕府を開き、都市鎌倉の整備が進みました。鎌倉市街地と外部をつなぐ<sup>きりどおし</sup>切通や港湾の整備も行われ、鎌倉の東端にあたる金沢湊(金沢区)や鎌倉市と金沢の地を結ぶ<sup>あさいなまりどおし</sup>朝夷奈切通(金沢区)は、関東内陸部や房総半島よりもたらされた物資を鎌倉に運ぶ重要な交通路となりました。鎌倉とその周辺地に限定してみられる特徴的な墳墓である「やぐら」が横浜市域にもみられます。



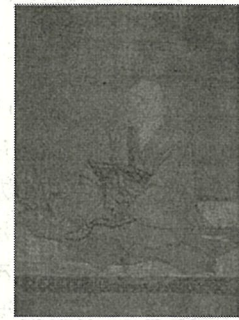
朝夷奈切通  
(国指定史跡:金沢区)

◇**海外文化の流入** 中国大陸との交易も進み、様々な文化が鎌倉に伝来しました。金沢北条氏は一族の菩提寺として称名寺(金沢区)を建立し、国内外の典籍や美術品の他多くの輸入品を後の「金沢文庫」に納め、現在でも絵画、書跡、典籍をはじめとする文化財が多く残っています。国内外の人的交流も盛んで、中国や日本の僧侶の学問の拠点としても発展しました。



称名寺境内  
(国指定史跡:金沢区)

◇**神奈川湊の発展と戦乱の世のはじまり** 室町幕府が成立すると、鎌倉に鎌倉府がおかれ、引き続き、鎌倉が東国の政治の中心となりました。称名寺も足利尊氏の祈禱寺となり、その地位を安堵され、<sup>むつらみなど</sup>六浦湊も東京湾の海上交通の要衝であり続けました。やがて、神奈川湊が繁栄しますが、鎌倉府の鎌倉公方と室町幕府将軍や関東管領との対立で政治的緊張が高まり、鎌倉公方が鎌倉を離れると関東一体で戦乱が続き、各地に多くの城郭が築かれました。



絹本着色北条実時像  
(国宝:金沢区)

◇**戦国大名・北条氏の支配** 戦国大名北条氏が相模国に侵攻し、関東一帯を支配すると、横浜市域は、小机城(港北区)と玉縄城(鎌倉市)の支城領に編成されていきます。

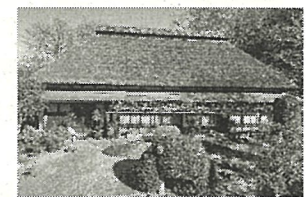
### ④ 近世(江戸時代)

◇**陸路と海路が交差する江戸の玄関口** 徳川家康が江戸幕府を開くと、江戸は日本の政治・文化の中心として繁栄し、江戸から各地へと向かう街道も整備されました。中でも江戸と上方(京都・大阪)に向かう東海道路は重要な幹線道路で、江戸に近接する横浜市には、「神奈川宿」「保土ヶ谷宿」「戸塚宿」という3つの宿場がおかれました。また、江戸にとって重要な海路は、商業都市である大阪と江戸を結ぶ太平洋海運で、六浦と神奈川の湊が中世から引き続き重要な役割を果たしました。陸と海の交差点として、多くの物や人が集散し、海を望む景勝の地としても栄えました。



初代広重  
「東海道五拾三次 戸塚」

◇**江戸時代の市域の村々** 横浜市域の村々は、江戸幕府の直轄地と旗本知行地が大半で、陣屋を構えた大名は、武州金沢藩(現・金沢区)米倉氏のみでした。幕府直轄地を治める代官や旗本などの村の領主は江戸に居住し、村への命令や、村からの届出・訴願などは文書を介して行われ、村役人が文書作成ややりとり、村の取りまとめなどを行いました。中でも関家(都筑区)や飯田家(港北区)などは、主屋や表門が残り、所蔵文書も多く残っています。



飯田家住宅  
(市指定有形文化財:港北区)

◇**海岸部の新田開発** 江戸時代には、市域の新田開発も進み、特に大きなものは、約 115 万5千㎡にもなる吉田新田です。入海を開拓した新田で、江戸の商人吉田勤兵衛によって開発されたことにちなんで「吉田新田」という名称になりました。この他にも<sup>かたびら</sup>帷子川河口、平潟湾、吉田新田の地先の入海などが新田として開発され、近代以降には住宅地や繁華街として発展しました。

## ⑤ 近代(明治期、大正期)

**◇横浜開港** 19世紀に入り、産業革命を経た西欧諸国は、海外に市場を求めて進出し、日本沿岸にも相次いで黒船が来航するようになりました。江戸幕府は海岸部に砲台を築造し、海防強化に努め、横浜市にも神奈川台場が造られました。そうした中、嘉永6(1853)年にペリーが浦賀に来航し、開港を要求。翌年の再来航後の交渉により、現存する「たまくすの木」のそばで日米和親条約が締結されました。安政5(1858)年に日米修好通商条約を結び、オランダ・ロシア・イギリス・フランスと同様の条約を結び、神奈川を含む5港の開港が決まりました。

このうち神奈川について、幕府は対岸の「横浜村」を開港場と定め、日本人市街と外国人居留地からなる開港場を建設します。税関を中心に、東側が外国人居留地、西側が日本人市街となり、国内外から集まった人々が住むようになりまし。また、山手地区が外国人居留地に編入されると、山手居留地は居留外国人の住宅地区として発展し、衣食住の様々な分野で海外の生活文化がもたらされ、横浜発祥の「もののはじめ」が誕生しました。

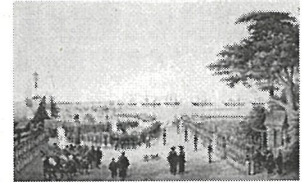
**◇開港場のまちづくり** 開港当初、2本の平行な突堤だった波止場は、1866年の大火の後、東側の突堤が防波堤の役割を果たすために「象の鼻」のような湾曲状となりました。明治時代に入り、英人技師ブラントンによって、居留地と日本人市街を隔てる防火帯(現・日本大通り)を設計し、大火で焼失した港崎遊郭の跡地に横浜公園を作りました。公園と港を日本大通りで結ぶことで、外国人居留地と日本人市街の区域が明確になり、現在の関内地区の骨格が完成します。明治初年には、鉄道・街路・ガス灯などの都市インフラが導入され、文明開化を支えるまちづくりが進みました。

**◇港湾都市の基盤整備** 横浜港は、明治10年代まで全国最大の輸出入総額を占め、生糸の輸出は、ほぼ独占していました。生糸貿易で財を成した実業家・原三溪は、古美術の収集や新鋭作家を支援するとともに、明治39(1906)年に、造成した日本庭園「三溪園」を開放し、横浜の美術・文化の発展に寄与しました。

明治22(1889)年には、市制施行により横浜市が誕生しました。横浜には、当時の在日外国人の約半数が居住しており、なかでも在日外国人の6割以上を中国人が占め、現在まで続く中華街が形成されています。

明治20年代には、鉄製栈橋(現・大栈橋国際客船ターミナル)と防波堤の建設を中心とした第一期築港工事が進められ、明治24(1891)年に横浜造船株式会社が設立されると、船舶を修繕する石造の船渠(ドック)が造られました。第二期築港工事では、新港ふ頭(現・赤レンガパーク一帯)が完成し、近代的港湾設備が整い、明治42(1909)年には、開港50周年を祝う記念事業として、開港記念横浜会館(現・横浜市開港記念会館)が建設されました。

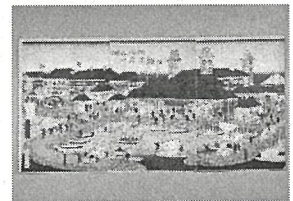
**◇関東大震災による壊滅** 大正12(1923)年に関東大震災が発生し、3万5千棟を超える家屋が倒壊・焼失し、開港以来の街並みは姿を変えてしまいました。そうした中、開港記念横浜会館(現・横浜市開港記念会館)や、横浜正金銀行本店本館(現・神奈川県立博物館)など、倒壊を免れ、現存するものもあります。



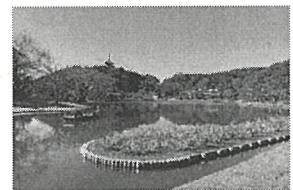
ペリー提督・横浜上陸の図



玉楠(たまくす)  
(市登録史跡・中区)



横浜海岸通之図(象の鼻)



三溪園  
(国指定名勝:中区)



横浜造船株式会社第二号船渠  
(国指定有形文化財:西区)



横浜開港記念会館  
(国指定有形文化財:中区)

## ⑥ 現代(昭和期以降)

◇**戦災復興と「大横浜」建設** 関東大震災後、横浜は政府による帝都復興事業に位置づけられ、土地区画整理、街路整備や公園新設などの復興事業が進められました。関内地区では、道路拡幅を中心とした土地区画整理が実施され、山下町の海岸部では、震災で生じた瓦礫を埋め立て、山下公園が開園しました。その他、実業家の原・茂木両家の別邸跡地に、野毛山公園が新設されました。

大正 14(1925)年に横浜市長に就任した<sup>ありよしちゆういち</sup>有吉忠一は、本格的な工業都市へと発展するための方策として、「横浜港の拡充」「臨海工業地帯の造成」「市域拡張」の3つの柱からなる「大横浜」建設事業を宣言しました。

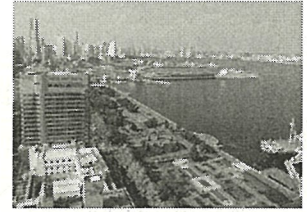
◇**海と陸に広がる横浜** 横浜港では外防波堤の建設工事、子安から生麦にかけての地先では市営埋立事業が始まりました。また、隣接する9町村を編入し、面積はそれまでの約3.6倍に広がりました。(第三次市域拡張)

昭和 12(1937)年に外防波堤築造及び市営埋立事業が完成すると、埋立地には、日産自動車などの新興企業が進出し、横浜港は、商業港としての機能に加え、工業港としての機能も併せもつようになりました。

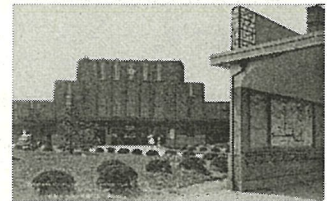
また、震災後の新しい交通計画の中で、横浜駅が現在地に移転し、横浜駅を中心とした放射線状の鉄道網が形成されました。鉄道会社は乗客誘致のために、郊外部の沿線開発を進め、花月園や、沿線に点在する海水浴場や観光地への利便性を高めました。昭和 14(1939)年には、現在の市域に広がり(第六次市域拡張)、横浜市は郊外部に住宅地や農村・工場を含んだ複合的な広域都市として発展していきました。

◇**国際港都への飛躍** 昭和 20(1945)年には、大規模な空襲により市の中心部は再び焼失しました。戦争終結後も市の中心部の多くが連合軍に接收され、横浜の戦後の復興は、他の地域に比べて大きく遅れましたが、昭和 30(1955)年代以降には、港湾施設の拡充と埋め立てによる臨海工業地帯の造成を大きな柱として、国際港都の建設が進みました。昭和 33(1958)年には、横浜開港 100周年の様々な記念事業が行われ、港町1丁目では村野藤吾の設計による横浜市市庁舎の建設が始まりました。

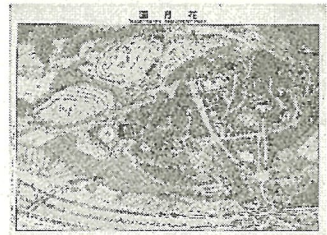
◇**あらたな都市づくりへ** 1950年代以降、高度経済成長下での急激な工業都市化は、公害などの新たな都市問題を引き起こしました。昭和 38(1963)年に市長に就任した<sup>あすかたいちご</sup>飛鳥田一雄は、横浜市都市構造を将来的に強固にしようと、六大事業(都心部強化、金沢地先埋立、港北ニュータウン建設、高速道路建設、高速道路網建設、横浜港ベイブリッジ建設)の構想を発表し、新たな都市づくりを進めました。また事業の実現において、市内を横断的に調整する「企画調整室」(現在の都市デザイン室)が設置されました。ここで掲げられた6つの都市整備事業は、現在いずれも実現を見えています。



山下公園  
(国登録記念物:中区)



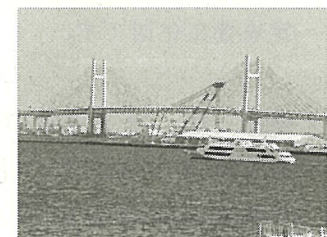
三丁目横浜駅(西区)



花月園(鶴見区)



横浜市市庁舎(第7代目)  
(中区)



横浜ベイブリッジ  
(中区、鶴見区)

## ■ 第2章 横浜市の歴史・文化遺産の概要

### 1 指定等文化財

文化財保護法や神奈川県文化財保護条例に基づく文化財保護の取組に加え、昭和 62(1987)年に横浜市文化財保護条例を制定し、横浜の歴史、文化、自然を理解するうえで重要なものを保存・活用するため、市の指定制度を導入し、併せて、地域で守られてきたものや地域性を知るうえで必要な文化財を広く顕彰し、所有者や地域の方々が大切に保存していただけるよう、登録制度も導入しました。

横浜市内には、文化財保護法や条例に基づく文化財を含め、471 件の指定・登録文化財が所在します。

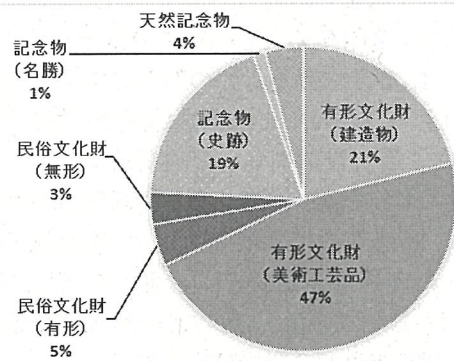
有形文化財(美術工芸品)、有形文化財(建造物)、記念物(史跡)の順で多く、有形文化財が全体の7割を占めます。

横浜市内の指定・登録文化財数(令和3年11月5日時点)

類型	種別	国指定	県指定	市指定	国登録	市登録	計	
有形文化財	建造物	一般建造物	17	5	29	39	1	91
		石造建造物	0	1	6	0	2	9
	美術工芸品	絵画	11(1)	14	18	0	0	43
		彫刻	9	15	35	0	0	59
		工芸品	17	15	12	0	0	44
		書跡・典籍	17(2)	2	11	0	0	30
		古文書	2	2	7	0	0	11
		考古資料	1	9	7	0	1	18
		歴史資料	5	0	6	0	4	15
	無形文化財	(演劇・音楽・工芸技術)	0	0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	2	6	0	13	21	
	無形の民俗文化財	0	4	9	0	3	16	
記念物	遺跡(史跡)	5	3	7	0	74	89	
	名勝地(名勝)	2	0	1	3	0	6	
	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	1	6	12	0	0	19	
	文化的景観	0	0	0	0	0	0	
	伝統的建造物群	0	0	0	0	0	0	
	計	87(3)	78	166	42	98	471	

※( )は内数で国家

市内の指定・登録文化財の割合



◆**有形文化財** 美術工芸品は、国指定重要文化財の木造十一面観音立像(弘明寺蔵)、木造大威徳明王像(運慶作)(県立金沢文庫寄託)等の彫刻が59件と最多ですが、海上に浮かぶ船、氷川丸と日本丸が文化財指定されていることが特徴的です。

建造物は、旧横浜正金銀行本店本館、横浜市開港記念会館、神奈川県庁舎等の国指定重要文化財を始めとする江戸末期以降の近代建造物が約60件と多数を占め、関家住宅は、市内に残る古民家として唯一の国指定重要文化財です。



旧横浜正金銀行本店本館  
(国指定有形文化財:中区)

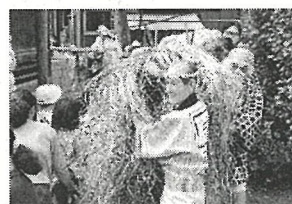
◆**記念物** 記念物のうち、多くを占めるのは史跡で、称名寺境内、三殿台遺跡、朝夷奈切通、大塚・歳勝土遺跡といった国指定の他、県指定の市ヶ尾横穴古墳群、市指定の茅ヶ崎城址、市登録の生麦事件碑などがあります。史跡のうち8割が市登録であることも特徴的です。

天然記念物は、植物が8割以上を占めます。動物は2件と少ないですが、ミヤコタナゴは国の天然記念物に指定されています。



横浜公園  
(国登録記念物:中区)

◆**民俗文化財** お馬流し(中区)、鉄くろがねの獅子舞(青葉区)、おれまき(戸塚区)、蛇も蚊もじやもかも(鶴見区)などの無形文化財が21件、灯火具コレクション、荏田宿まねき看板(都筑区)、道標(武相国境の道)(港南区)などの有形民俗文化財が16件で、ともに市の指定・登録が多数を占めています。



蛇も蚊も  
(市指定無形民俗文化財:鶴見区)



### 3 未指定文化財の概要

#### ◆文化財保護法、条例にもとづく未指定文化財

昭和 59(1984)年に設立された横浜市文化財総合調査会により、地域の文化財の悉皆調査が行われており、現在では、横浜市文化財保護審議会の各部会を中心とした調査が行われています。

調査研究の成果は「横浜市文化財総合調査概報」としてまとめ、令和3(2021)年12月現在、27冊に約18,000件の未指定文化財が掲載されています。調査の主な対象が寺社となっており、把握された文化財は、石碑や石塔等の石造建造物、絵画、彫刻、書跡・典籍、古文書が多くなっています。

また、指定・登録の制度とは別に、市内で活動する無形民俗文化財保護団体のうち、地域に結びつきのある民俗芸能を継承し、後継者の育成等の保存継承に熱意のある団体を「認定団体」に選定しています。認定団体は制度開始時15団体でしたが、現在は70団体以上です。

#### ◆認定歴史的建造物、歴史的景観

横浜の特色をつくりだしている歴史的な建造物や歴史的な景観を保全・活用し、魅力的で快適なまちづくりを行うことを目的として、「歴史を生かしたまちづくり要綱」を制定しています。

文化財保護条例による歴史的建造物の保護と相互に補完しながら、景観上重要な歴史的建造物等を魅力あるまちづくりの核として守り、活用しています。

赤レンガ倉庫やクイーンの塔として知られる横浜税関本関庁舎、ホテルニューグランド本館などの建造物の他、木村家住宅主屋(円通寺客殿)、旧金子家住宅主屋などの古民家、二代目横浜駅の基礎等遺構、護岸や橋梁など、幅広い建造物が認定されています。

#### ◆横浜港に関する歴史・文化遺産

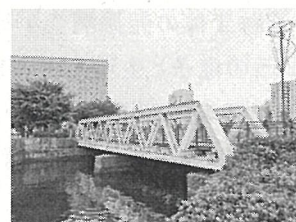
横浜の最大の観光資源である港をより質の高い魅力的な空間とするため、歴史遺産や特徴のある景観を活用したウォーターフロントの形成を進めるとともに、客船の寄港促進に努め、賑わいと国際性あふれる横浜港の形成に取り組んでいます。

みなとみらい21中央地区と中華街・山下地区を結ぶちょうど中間点に位置する臨海部では、横浜港に関する歴史遺産を賑わい創出の要素の一つとして活用しており、水際線沿いを歩く人々の流れをつくり、両地区の結節点となるとともに、人々の快適な憩いの場、交流の場となっています。

横浜港の発祥の地となった「象の鼻地区」、横浜港の物流拠点であった「赤レンガ倉庫」、横浜港シンボルタワー等のほか、「帆船日本丸」、「1号ドック」、「2号ドック」、「氷川丸」は、のちに国の重要文化財として指定されました。



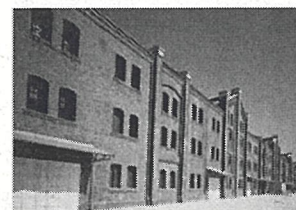
横浜市文化財総合調査概報



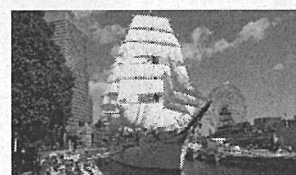
港三号橋梁  
(旧大岡川橋梁)(中区)



田邊家住宅(日吉の森庭園  
美術館)(港北区)



赤レンガ倉庫(中区)



帆船日本丸(西区)

### ■ 第3章 横浜市の歴史・文化の特徴

第1章で示した横浜市の歴史的背景、第2章で示した横浜市の歴史・文化遺産をもとに、横浜市の歴史・文化の特徴を、次の5つに整理しました。

**◇先史～古代における横浜の遺跡** 旧石器時代の遺跡は市域西側に点在し、その後鶴見川流域を中心とした東側に狩猟生活の跡が見られ、鶴見川の支流を臨む段丘面上には縄文時代草創期の遺跡がまともに見られ、市域東側に貝塚や集落が形成されます。中期には市域全体に遺跡数が急増し、大規模な環状集落が台地上に営まれますが、後期には気候の寒冷化で、集落規模は縮小します。弥生時代に稲作が普及すると、河川流域単位の地域社会が成立し、古墳時代には、各流域で古墳群が形成、発展しました。

**◇鎌倉文化の享受、戦乱と地域の再編成** 鎌倉幕府が近接していたため、幕府直轄領等が増え、鎌倉時代の仏教を伝える寺院も多く作られました。都市鎌倉の外港として発展した六浦地域には、鎌倉期以来の寺院が多く、称名寺は学問の拠点となり、金沢文庫には様々な分野の書籍が集まりました。15世紀半ば以降に関東に戦乱が広がっていくと、多くの城や砦が作られ、道も鎌倉を中心としたものから関東を貫く東海道が主要となり、街道に面した神奈川湊が繁栄しました。

**◇陸路と海路が交差する江戸の玄関口** 江戸時代の横浜には、江戸と上方を結ぶ東海道が通り、神奈川・保土ヶ谷・戸塚の3つの宿場が置かれました。また、金沢と神奈川の湊が、江戸と上方を結ぶ重要な海路として、中世から引き続き、大きな役割を果たしました。陸と海の交差点として、多くの物や人が集散し、景勝の地として繁栄し、幕末期の開港の場・横浜の礎を築きました。

**◇開港に起源する国際性と近代性** 開港を機に、国内外の人々が移り住み、同時に海外からの技術や文化が伝来しました。交通・生活インフラの整備には、近代的な技術が導入され、洋風建築が現れました。一方、明治期の主要な輸出品であった生糸は、横浜発展の原動力となりました。その後、市街地は関東大震災や空襲により壊滅的な被害を受けますが、その度に国際的な貿易港として復興し、重化学工業都市としての地位も回復しました。

**◇自然環境とともにある暮らし** 市域を流れる河川には、複雑に入り組む谷筋(谷戸)が多くあり、人々は稲作や畑作、養蚕、様々な生産活動を組み合わせて暮らしました。海岸部では、東京湾の恵みが人々の暮らしを支え、漁業を中心とした暮らしが営まれました。また、豊作や大漁、厄災除け等、祈りを込めた行事や祭礼が行われ、各地域で信仰も根付いていきました。高度経済成長期以降、それらの環境は大きく変化しましたが、地域で伝えられた数々の文化財や景観などを通して、当時の暮らしを垣間見ることができます。

### ■ 第4章 歴史・文化遺産の保存と活用に関する将来像・基本的な方向性

横浜市の歴史・文化を知るうえで欠かせない歴史・文化遺産を、市民の皆さまや関係団体、民間企業等と連携し、次世代に継承することで、次の2つの都市像を目指します。

市民が歴史・文化を通じて誇りと愛着を感じられる都市

歴史・文化を活かした新しい魅力を創り出す都市

上記の2つの都市像を実現するため、次の3つの柱に基づく取り組みを計画的・持続的に行います。

- 柱1 歴史・文化遺産の保存・活用のための **基盤を整備** します
- 柱2 歴史・文化遺産を **適切に保存** します
- 柱3 歴史・文化遺産を活用した **横浜の魅力の向上と発信** を行います

## ■ 第5章 歴史・文化遺産の把握調査

### 1 把握調査の現状

#### ◆文化財調査

横浜市の文化財調査の始まりは、市内の有識者を中心として昭和 37(1962)年に設立された「横浜市文化財研究調査会」による調査です。その後、昭和 50(1975)年に発足した「横浜市文化財現況調査団」と統合し、「横浜市文化財総合調査会」となり、市域の悉皆調査が概ね完了したことをもって活動を終了しました。

現在は横浜市文化財保護審議会の各部会を中心とした調査に引き継がれ、調査成果は「文化財総合調査概報」にまとめられています。調査の主な対象が寺社となっていることから、把握された文化財は寺社に関するもの(石碑や石塔等の石造建造物や、絵画、彫刻、書跡・典籍、古文書等)が多くなっています。

#### ◆各種調査

上記の文化財調査と併せて、民俗調査、近代建築や土木遺産、民家といった、分野ごとの調査や開発等に伴う発掘調査も行われています。調査主体は、神奈川県教育委員会や横浜市教育委員会の他、横浜市都市デザイン室、民間企業等で、調査成果はそれぞれ調査報告書等にまとめられています。

### 2 把握調査の課題

#### ◆調査の継続的な実施と、追加調査の実施

市域の悉皆調査がおおむね完了してから 30 年以上が経過しています。昨今の維持管理に関する課題や担い手不足といった背景のもと、過去に調査対象となったものについても、現状確認や追加調査を行う必要があります。特に無形の民俗文化財については、人から人へ伝えられるという性質上、高齢化による担い手不足や活動機会の減少等を背景に、追加調査や現状確認の必要性が高まっています。

#### ◆新たな分野の調査の実施

また、本市の文化財調査は、寺社に関するものが充実していることが特徴ですが、今後、近代土木遺構、RC 造社寺等の近年注目され始めた新しい分野の調査についても取り組む必要があります。

#### ◆発掘調査の継続的な実施

埋蔵文化財はその特性上、全てが把握されているわけではなく、「埋蔵文化財包蔵地」でも、その範囲や内容が明確でないことが多くあります。当時の建物や生活跡が現存しているケースは少ないですが、発掘調査によって、当時の建物の基礎や部材、当時の生活状況を明らかにする遺物が出土すると、それらは、横浜市の歴史や文化を解明する上で、重要な歴史的資料となります。開発等により、これらが記録されずに破壊されないよう、発掘調査を継続的に進める他、過去に実施した発掘調査の出土品や調査報告書の整理、新たな学術調査にも取り組み、横浜市の歴史・文化を後世に継承していく必要があります。

### 3 把握調査の方針・措置

未指定も含めた文化財について、現状を把握するための調査を継続し、  
これまで取組ができていなかった分野の調査にも取り組みます。

措置(抜粋)	実施主体
・横浜市文化財保護審議会による調査の継続実施 ・悉皆調査未了分の調査(近代土木遺構、RC 造社寺) ・無形民俗文化財の現状把握 ・発掘調査の継続実施、小机城址の発掘調査	行政、関係団体 民間企業



## 1 保存と活用に関する現状

横浜市では、文化財保護法や条例にもとづく文化財の保存・活用を教育委員会が主体となって行うだけでなく、教育委員会以外の部署においても、横浜に残る歴史・文化遺産を地域の魅力向上や横浜らしい魅力的な景観形成、観光資源や賑わい創出の要素として活用する取り組みが行われています。

また、行政のみならず、歴史的資産の保全活用に関する調査研究、普及啓発等を行う「公益社団法人横浜歴史資産調査会(ヨコハマヘリテイジ)」、地域の歴史的変遷や見どころ等を案内する「NPO 法人 横浜シティガイド協会」など、横浜の歴史・文化の魅力を伝える団体が活動しています。

さらに博物館では、ボランティアの方々による展示解説や活動支援が行われるなど、市民による参画も積極的に行われています。

### ◆文化財保護法、条例にもとづく保存

- ・文化財保護法、条例に基づく、文化財の指定・登録
- ・市指定・登録文化財所有者・管理団体に対する管理奨励金の交付
- ・保存修理、防災に関する補助金交付
- ・文化財保存修理に関する相談対応
- ・文化財防火デー



防火訓練(春日神社・港南区)

### ◆公開、展示、イベント等での活用

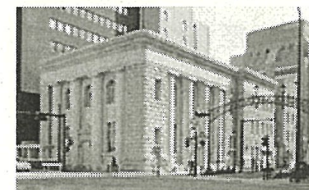
- ・国重要文化財「関家住宅」特別公開事業
- ・旧跡・由来板や、文化財の説明板の設置
- ・文化財の学校教材としての活用、出前授業の実施
- ・古民家等の公園での管理・運営、市民利用施設としての活用
- ・博物館施設での展示、解説等による歴史・文化遺産の普及・啓発、イベント実施
- ・地域の史跡や文化財建造物をめぐるウォーキングイベント、ガイドマップ等広報物の作成、地域の歴史をテーマとした講座開催等



国指定有形文化財関家住宅特別公開事業  
…年に1回所有者の協力を得て実施

### ◆歴史的資産を生かしたまちづくり

- ・歴史を生かしたまちづくり
  - …景観上重要な歴史的建造物等を魅力あるまちづくりの核として保全・活用
- ・景観制度
  - …山手地区の歴史的な建造物や樹木・緑の保全や日本大通りのイチヨウ並木の保護等
- ・創造都市
  - …文化芸術の創造性を活かしたソフト施策(文化芸術振興、経済振興)と、ハード施策(まちづくり等)の一体的取組
- ・横浜港に関する歴史遺産の活用、賑わい創出
  - …横浜の最大の観光資源である港をより質の高い魅力的な空間とするため、臨海部において横浜港に関する歴史遺産等を活用



東京芸術大学大学院の誘致  
…認定歴史的建造物:旧富士銀行横浜支店を本市が整備し、大学に貸与



氷川丸(中区)

### ◆市民団体等による保存・活用の取組

- ・公益社団法人横浜歴史資産調査会による歴史的資産の保全活用に関する調査研究、セミナーや見学会等の普及啓発
- ・NPO 法人による地域の歴史的変遷や見どころ等の案内等
- ・市民ボランティアによる博物館での展示解説や活動支援



大塚・歳勝土遺跡公園での解説

## 2 保存と活用に関する課題

上記1で示したように、本市では、教育委員会を主体とした文化財行政のみならず、地域の魅力向上やまちづくり、観光資源としての保全・活用にも取り組む他、市民団体などによる調査研究や普及啓発など、幅広い主体が文化財の保存・活用に関する取組を行っていますが、相互の連携体制は十分とは言えません。

また、近年の少子高齢化等に伴う担い手不足、所有者・管理者の経済的負担の増加、年々被害が大きくなる自然災害への対応等、従来の枠組みでは解決できない課題に直面しています。

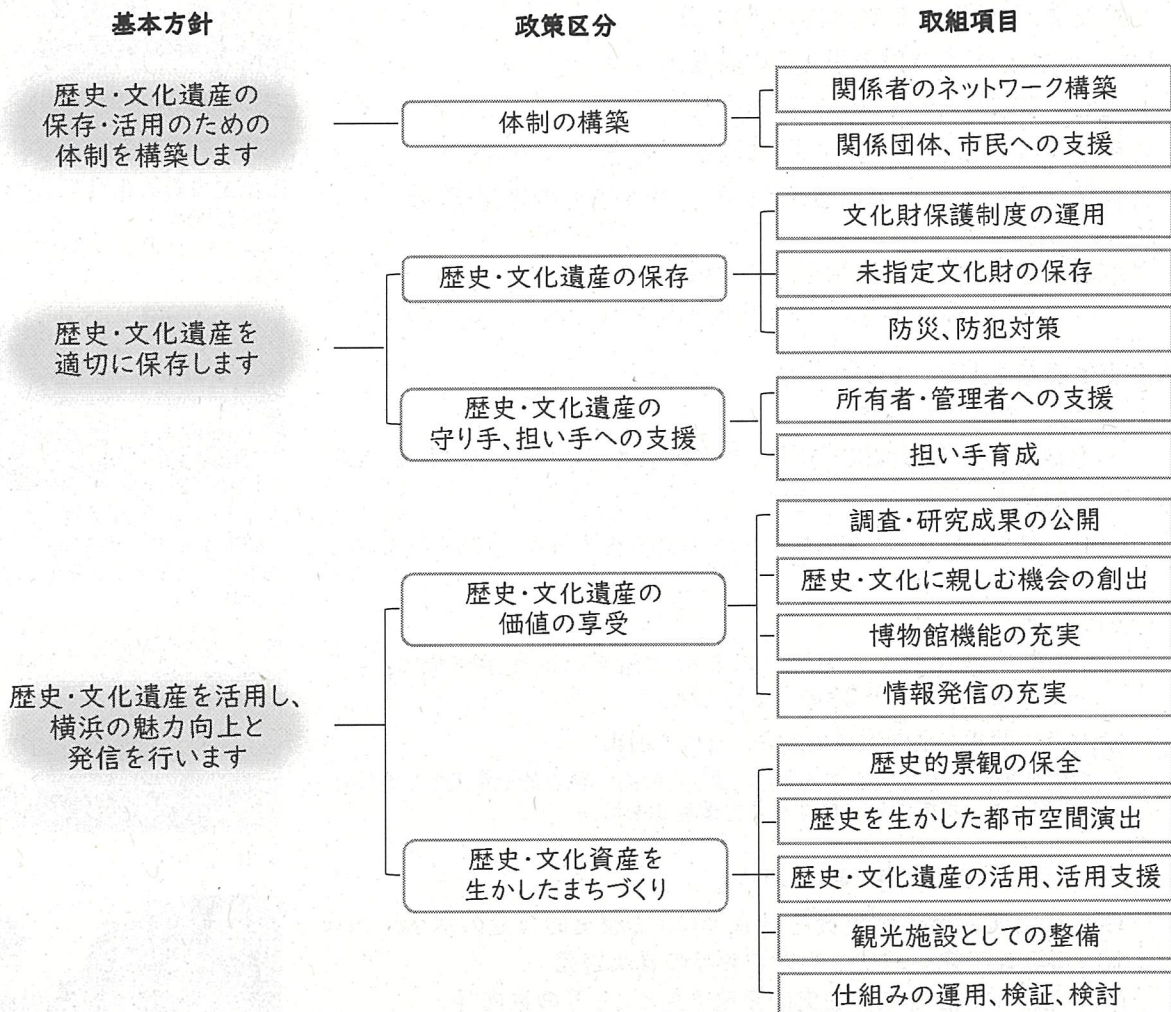
そこで、横浜市の歴史・文化遺産の保存・活用を取り巻く課題を、次の6つに整理しました。

- (1) 歴史・文化遺産の保存・活用に関する相互連携・協力
- (2) 適切な保存のための文化財所有者や管理者に対する支援
- (3) 風水害、火災、盗難等に対する防災・防犯対策
- (4) 新たな担い手や守り手の創出
- (5) 市民が横浜市の歴史を理解し触れる機会の創出
- (6) 文化財を活用した、魅力の発信と賑わいの創出

## 3 保存と活用に関する方針・措置

文化財の保存と活用に関する基本的な方向性に基づき、3つの基本方針を施策区分、取組項目に体系化し、計画期間である令和4年度から令和11年度にかけて実行する措置を示します。

### ◆措置の体系



◆措置

それぞれの措置については、主体を掲載していますが、必要に応じてその他の主体との連携・協力のもと事業を行うこととし、毎年度ごとの議会における予算審議を通じて検討していくこととします。

**基本方針1** 歴史・文化遺産の保存・活用のための体制を構築します

政策区分	取組項目	措置(抜粋)	実施主体
体制の構築	関係者のネットワークづくりの検討	庁内関係部局間の連携体制の検討 保存・修繕に関する専門家との連携	行政
	市民による支援の推進	文化財保存活用支援団体の制度運用の検討 地元町内会等による文化財の保護・管理	行政

**基本方針2** 歴史・文化遺産を適切に保存します

政策区分	取組項目	措置(抜粋)	実施主体
歴史・文化遺産の保存	文化財保護制度の継続的な運用	未指定文化財の指定・登録 重要文化財等の大規模修繕、耐震対策工事	行政・地域所有者等
	関連制度による保全や改修	認定歴史的建造物の適切な改修・保全 横浜市名木古木の指定	行政、所有者等
	防犯・防災対策	文化財防災マニュアルの作成 崖防災対策の促進	行政
歴史・文化遺産の守り手、担い手への支援	所有者・管理者への支援	所有者、管理者への補助金等の交付 保存・活用に関する情報提供	行政
	担い手育成	無形民俗文化財の記録保存・活動支援	行政 所有者等

**基本方針3** 歴史・文化遺産を活用し、横浜の魅力向上と発信を行います

政策区分	取組項目	措置(抜粋)	実施主体
歴史・文化遺産の価値の享受	調査・研究成果の公開	史跡等の整備と公開 文化財調査成果、博物館資料のDB化、公開	行政、関係団体
	歴史・文化に親しむ機会の創出	文化財を活用した学習支援 重要文化財等の公開事業、案内板の整備、 ウォーキングイベントの実施 横浜ウォーキングポイントアプリとの連携	行政、市民、関係団体、所有者等
	博物館機能の充実	三殿台考古館の再整備 博物館のレファレンス機能の充実	行政、関係団体
	情報発信の充実	WEB、SNS等による情報発信 広報物への掲載、作成	行政、関係団体
歴史・文化遺産を生かしたまちづくり	歴史的景観の保全	歴史を生かしたまちづくり要綱の運用 歴史的景観の保全	行政
	歴史を生かした都市空間演出	歴史・文化遺産の魅力を高める演出、支援 港に関する歴史遺産の活用、港町横浜の演出	行政、関係団体、所有者等
	歴史・文化遺産の活用、活用支援	市民利用施設、集客施設等としての活用 歴史的建造物リノベーション助成 歴史を生かしたまちづくり相談室による支援	行政、関係団体、民間事業者
	観光資源としての活用	旧英国総領事館の観光拠点機能強化、 三溪園の再整備、 歴史的建造物紹介サインの整備	行政、関係団体
	仕組みの運用、検証、検討	歴史を生かしたまちづくりの実施、検討 (歴史的風致維持向上計画の策定)	行政

《実施主体の定義》

市民…市内在住・在学・在勤の方

行政…国、県、市

所有者等…歴史・文化遺産の所有者、管理者

地域…地域の課題解決を目的とした団体(自治会町内会等)

関係団体…歴史・文化遺産の保存・活用に関わる団体

民間事業者…歴史・文化遺産を活かした取組を行う事業者

## ■ 第7章 歴史・文化遺産の一体的・総合的な保存と活用

### 1 関連文化財群

#### ◆目的・方針

横浜市歴史・文化遺産を単体として保存・活用するだけでなく、横浜の歴史文化の特徴を示すテーマに沿って一定のまとまりで捉え、横浜の魅力や価値をわかりやすく示し、総合的な保存・活用を進めます。

#### ◆措置

ストーリーを構成する歴史・文化遺産の保存・活用に関する措置に加え、ストーリーに基づく企画展の実施や、パンフレット作成などにより、横浜らしい魅力の発信に取り組みます。

#### 《9つの関連文化財群》

テーマ	ストーリー	主な歴史・文化遺産※
① 海と川とともに暮らした 原始・古代の人々	横浜市では、「海」や「川」とともに暮らした原始・古代の人々の様子を、発掘調査によって発見された数々の遺跡から知ることができま す。また、国指定史跡である三殿台遺跡、大塚・歳勝土遺跡では、 当時の集落が復元整備され、1万年前の歴史を身近に感じとれま す。	野島貝塚、称名寺貝塚、 三殿台遺跡、大塚・歳勝 土遺跡、稲荷前古墳群、 市ヶ尾横穴古墳群
② 武家社会下の 交易・交通と文化	古代の律令制国家における横浜市域は、主要な道からは外れてい たものの、12～19世紀まで続く武家社会において、常に政治・経 済・文化の中心地に近い位置にあり続け、湊や川、街道の整備など により、経済・流通が発展し、開港期以降の横浜の礎となりました。	朝夷奈切通、称名寺、茅 ヶ崎城、小机城、東海道 三宿
③ 横浜開港 -国際貿易港のあゆみ-	開港をきっかけに、かつての横浜村は、国際貿易港として急速な発 展を遂げました。横浜港は、国内外の人・もの・文化が行き交う日本 の玄関口となり、様々な海外の文物がもたらされ、横浜写真や眞葛 焼など横浜生まれの土産物や工芸品も、海外へ渡っていきました。	日米和親条約締結の地、 玉楠、象の鼻防波堤、赤 レンガ倉庫、横浜海洋会 館、海外への輸出品
④ シルクが もたらした繁栄	開港以降、明治期を通じ、生糸が横浜の輸出貿易を支えました。生 糸貿易は横浜発展の大きな原動力となり、貿易で財をなした実業 家達は、横浜の政治・経済・文化の各方面で影響力をもちました。 周辺の郡部では、養蚕と製糸が盛んに行われるようになりました。	旧日本綿花横浜支店、三 溪園、古民家（旧清水製 糸場本館、中丸家長屋門 等）、蚕御霊神塔（泉 区）
⑤ コスモポリタン都市 -文化の交差点-	開港を機に、国内外から多くの人々が移り住み、開港場は、波止場 を中心に外国人居留地と日本人市街に分かれました。外国人居留 地には、各国の商館が並び、居留外国人の住宅地として発展し、海 外の芸術、スポーツ、食文化等が横浜を中心に国内に広まりました。	山手西洋館、カトリック山 手教会、ブラフ積み、山手 公園、根岸馬見所、横浜 市開港記念会館、ジャズ
⑥ 近代都市を支えた インフラストラクチャー	幕府の居留地改造計画で実現した日本大通りや横浜公園、日本初 の鉄道開通、日本初の近代水道の敷設、フランス実業家ジェラル ドが製造販売した煉瓦・フランス瓦は横浜や東京を中心に流通する 等、国内の他都市に先行して様々な近代技術が導入されました。	日本大通り、横浜公園、 二代目横浜駅基礎等遺 構、西谷浄水場、日本最 初のガス会社跡、汽車道
⑦ 焼け跡から 二度よみがえった都市	横浜は、二度にわたる災禍を乗り越え発展しました。関東大震災後 には、震災復興事業と大横浜建設事業を通じ、現在の都市の骨格 が作られました。終戦後は、進駐軍の接收で復興が大きく遅れます が、徐々に接收解除され、防火帯建築や公共施設が整備されます。	震災復興橋梁、山下公 園、野毛山公園、根岸米 軍住宅、都橋商店街、県 立図書館・音楽堂
⑧ 谷戸・里山と 横浜の原風景	市域の内陸部は谷戸と呼ばれる小さな谷筋が数多くあり、人々はその 地形を利用して水田や畑を耕作し、里山を活かして農業を中心と した暮らしを営みました。市民の理解と協力のもと、自然とともに継承 されてきた歴史文化遺産から、横浜の魅力を変えて感じとれます。	関家住宅、せせらぎ公園 古民家、ミヤコタナゴ、こ ども自然公園のゲンジボ タル及びその生息地
⑨ 地域が育む 祭礼・行事	人々は神や仏に豊作や大漁、平穏無事を祈り、また災いや厄除けを 願い、祭礼や行事を行いました。一年の農作物や天候を占う筒粥、 厄災を海に流すお馬流しや祇園舟、女装した男子による厄災除けの お札まきなど、市域には、様々な祭礼や行事が伝えられています。	鶴見の田祭り、蛇も蚊も、 お札まき、お馬流し、無形 民俗文化財保護団体、本 牧神社、八坂神社

※ストーリーを構成する「歴史文化遺産」は、次の条件を満たすものとする。

ア テーマやストーリーでつなぐことができるもの イ 異なる文化財類型や種類のもの

ウ 存在が把握されているもの（今後復活の可能性のある民俗芸能などを含む）

エ 市民や行政等によって、今後の保存・活用の取組が期待（想定）できるもの、または既にそれらの取組が行われている

## 2 保存活用区域

### ◆目的・方針

歴史・文化遺産が集積し一体の群として歴史的な景観が形成されている区域を、当該歴史・文化遺産をその周辺環境も含めて面的に保存・活用することを目的とします。

保存活用区域は、多様な歴史・文化遺産が集積し、周辺環境も含めて景観とも調和しており、かつ、教育、観光、まちづくり、産業等のあらゆる分野との連携を図りながら、横浜の魅力的な空間創出が可能な区域として抽出します。

### ◆措置

域内の地区特性や歴史・文化に応じて、各区域の歴史的景観の保全活用を一体で図り魅力的な空間の創出につながる取組を進めます。

#### 関内区域

近代社会の経済や流通を支え、震災や戦災といった困難を乗り越えて今にその姿を伝える建造物群を背景に、多くのビジネスパーソンが新世紀の経済や流通を支えている姿を目に捉えることのできる歴史的に良好な景観を有する中心市街地として日本近代史にとって重要な区域です。

《措置》 開港資料館の観光拠点機能強化  
歴史的風致維持向上計画の作成 等

#### 山手区域

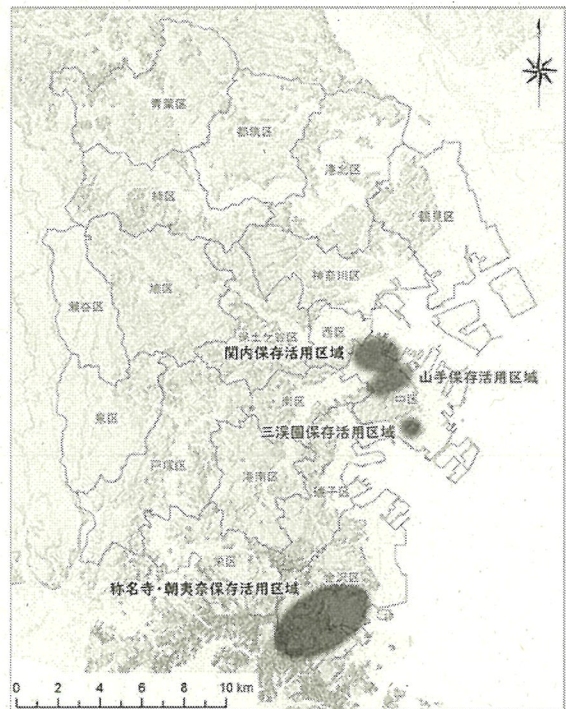
山手は、港や市街地を一望する丘陵地に位置し、開港以来各国領事館が設置され、旧外国人居留地としての街並みを醸成しました。各所に残る斜面地や公園の樹木、歩道沿いの生垣、家々の庭木等の多くの緑が、今もその雰囲気をよく伝え、国際性を有する貿易都市・近代横浜を支えた良好な住宅地の景観を有する点において、日本近代史上重要な区域です。

《措置》 みなとの見える丘公園(拡張部)整備事業  
歴史的風致維持向上計画の作成 等

#### 三溪園区域

三溪園の敷地は、原 三溪の養祖父・善三郎が1868(明治元)年頃に購入した本牧にある独立丘陵地で、自らも茶人・美術品収集家であった富太郎が、京都をはじめ様々な地域から集めた歴史的建造物を、独立丘陵地の起伏を生かし、庭園としての景観上の調和に配慮しながら設計・配置した、優れた近代和風庭園で、その広さは約5万3千坪に及びます。三溪の膨大なコレクションは、関東大震災で多くが散逸、各地に分散しましたが、三溪園と園内の文化財建造物群は、富太郎の文化的・社会的貢献の高さを物語っており、近代における文化財保護のあり方の一つの例示として重要です。また、歴史的建造物と庭園の一体的調和が醸し出す風致景観に優れています。

《措置》 文化財建造物の修繕による景観の保全  
等



#### 称名寺・朝夷奈区域

称名寺は、鎌倉時代の執権・北条氏の一族である金沢北条氏の祖・実時が創建した寺院です。実時は、学問や文化の興隆に力を注ぎ、金沢文庫を設立し、多くの書籍を収集しました。その後、金沢北条氏の菩提寺として受け継がれ、実時の子孫によって広大な七堂伽藍や浄土庭園が整備されました。朝夷奈切通は、中世前半期に政治・経済の拠点であった鎌倉と陸路で結ぶ「鎌倉七口」の一つで、学問・文化の拠点で、水陸交通の要衝であった金沢(六浦湊)を結ぶルートとして大変重要な位置にありました。

称名寺周辺及び朝夷奈の区域は、中世から近世にかけて、拠点となった鎌倉と最も結びつきが強く、その後の東国の歴史上で不可欠です。

《措置》 称名寺境内の反橋・平橋の景観保持  
朝比奈切通の安全対策 等

## ■ 第8章 歴史・文化遺産の保存・活用の推進体制

本計画に定める「横浜市歴史・文化遺産」の保存と活用をすすめるには、行政や文化財の所有者のみならず、それらを取り巻く市民、地域、企業や専門家等との連携や協働が不可欠です。

本計画を推進するために、文化財業務を所管する教育委員会を中心に、庁内の関連部署、市民や企業と連携・協働し、また専門家からの支援や助言を受けながら、横浜市の歴史・文化遺産の保存と活用に取り組んでいきます。

調整中